

1/6毎日

## 介護の義父母と夫を殺害

# 岸本被告に懲役18年

### 裁判決

方、将来を悲観し犯行に至った経緯は「多分に同情の余地がある」と述べた。

判決によると、岸本

敦賀市の自宅で2019年11月、同居する夫と義父母を殺害したとして、殺人の罪に問われた岸本政子被告（72）の裁判員裁判の判決が5日、福井地裁であった。河村宣信裁判長は「3人の尊い命が押し切って殺害した状

敦賀市の自宅で2019年11月、同居する夫と義父母を殺害したとして、殺人の罪に問われた岸本政子被告（72）の裁判員裁判の判決が5日、福井地裁であった。河村宣信裁判長は「3人の尊い命が押し切って殺害した状

奪われた結果は極めて重大」として、懲役18年（求刑・懲役20年）の判決を言い渡した。河村裁判長は被告の責任能力について、被

況などを挙げ、「善悪の判断や犯行を思いとどまることが難しい状態ではなかった」と指摘。「適心障害の影響は限定的。出口の見え

前0時、午前2時半ごろの間、夫の会社従業員、太喜雄さん、義父の芳雄さん（当時93歳）、義母の志のあさん（当時95歳）の首をタオルで絞めて窒息死させ

【大原翔】